

第3回 補装具等の見直しに関する検討委員会

平成17年 4月22日(金)
10時00分～12時00分
厚生労働省専用第17会議室

<会議次第>

- 1 開 会
- 2 議 事
 - (1) 補装具・日常生活用具の範囲の見直しについて
 - (2) その他
- 3 閉 会

<配布資料>

- 資料 1 第2回検討委員会での意見概要
- 資料 2 補装具及び日常生活用具の定義案

第2回検討委員会での意見概要

(審議時の意見を事務局として整理したもの)

- 1 補装具の定義案の「① 身体の欠損又は損なわれた機能を補完、代替するもので、障害に対応した改造や特別設計がなされたもの」を基とした審議時の意見
 - 補装具の分野では、これまで処方という用語を使用。「改造や特別設計」は、この処方と同一の意味か、またはもう少し幅を持たせる言葉なのか。

案の表現は比較的なじむものとは思いますが、これまでの経緯からすれば、関係者の間に処方という言葉は定着しており、一つ取り違えると現場に混乱を起こす懸念もある。
 - 処方という言葉は医学的な意味に限定されている側面がある。医学的な領域以外の関係者は選定という言葉をよく使っている。
 - 処方という言葉はよろしいと思う。更生相談所が判定する場合は、処方、仮合わせ、適合判定という流れがある。

市町村の方で、医師の意見書をもとに判断し給付する場合、処方という言葉はなじまないところもあるが、やはりこれも一つの処方と捉えたほうが、給付されたものに対する責任を担保する意味合いも出るのではないか。
 - 「障害に対応した改造や特別設計」とすると、いわゆる基準外交付など特殊なものという狭められたような印象を与えるのではないか。

更生相談所が専門的な知見から判定をすることが補装具給付の前提となることは当然であるが、この部分が分かり易くされると今までの補装具の領域が狭められたような印象を持ってしまう。
 - 現行の品目をイメージしてこれを補装具から外すか外さないかということを考えてしまうと、概念整理に支障。具体的な品目をどうするかは別の問題。ある意味で、実態に合わせて狭めていく部分もあると思う。

このことをキチンとしておかないと、日常生活用具との間が非常にグレーで分からなくなってしまう。
 - 「障害に対応した改造や特別設計」は、現在補装具とされているもののうち、これに当たらないものは全て補装具ではないというイメージに繋がっていく心配が少しある。

○ 普遍化したものを作っていこうとする「共用品」の時代に入ってきたときに、このようなものを含めていくのかどうかは、補装具の定義を考える上で熟慮が必要。補装具というものは「障害者仕様」で考えていかなければ、膨大な品目が入ってくることになってしまう。

○ 更生相談所を軸に給付を考えるということは、身体に適合させるという技術がそこに入るからなのであって、これまでも専門的な知見として医師の意見書が必要などといってきたのは、ここを保障したいということ。

ユニバーサルタイプとなって、適合といった技術を必要としなくなったときには、単なる経済的保障をどうするかというだけの話となる。技術的な意味で、キッチンと仕組みを作っておかなければならないということを念頭に置けば、適合のための改造は重要な要件となる。

○ 「障害に対応した改造や特別設計」のままでは、市町村担当者はかなりスペシャルに改造されているものでないと認められないイメージがある。

○ 確かに言葉の持つ強さはあるが、これからの時代、解釈についての情報提供なり、研修なり、啓発を重ねていくことで、少しはこの背景を理解して業務に携わる市町村担当者であることを期待したい。

「障害に対応した改造や特別設計」とした方が、補装具のイメージは確実に出るが、給付の現場を考えるといかがか。

2 補装具の定義案の「② 身体に装着（装用）して日常生活又は就学・就労に用いるもので、同一のものを継続して使用するもの」を基とした審議時の意見

○ 「同一のものを継続して使用するもの」は、補装具は長期に使用するものという概念があることも含めて、こういうかたちで入ったものと理解。

○ 要するに、消耗品的なものではないということである。

○ 基本的に生活を保障するというのであれば、日常生活、セルフケアのレベルと、もう一つは教育あるいは働くことの権利を保障することだと思う。

日常の活動は様々であるので、このうち文化・レクリエーション、スポーツに関する活動に限定して対象外とする必要は必ずしもないが、基本的にはセルフケアと就学・就労の保障が絶対条件である。

「同一のものを継続して使用」は、そのために耐用年数というものがある。

○ 「少なくとも消耗品は含まない」は、ストマ用装具に影響が出ると考えてしまう。

- 耐用年数は全ての補装具の品目に入っており、消耗品には入っていない。一定期間というのは、耐用年数を表すと明確にした方がよい。
- 「文化・レクリエーション、スポーツ用に使用するものは含まない」は、いずれどこかの場面で明確化されるということか。確かに限られた時間、限られた領域で使用するものではあるが、スポーツ用と言うから認められないのであって、給付システムの中で了解されて給付されたものを、スポーツに使おうがそれはかまわない。この辺の処理は、慎重にする必要がある。
- いわゆるスポーツやレクリエーション用には給付しないということ。給付された車いすを、スポーツやレクリエーションに使用してはいけないと捉えられかねない。このような否定の文章は適当ではない。ユーザーの希望や生活や仕事のことを考慮に入れて現場判断できるようにしておくことがよい。スポーツ用は給付できないという趣旨は、別途キチンと示せばよい。
- 「就学」という概念について、これまで、学校に行っている子供達の福祉用具に関しては、こういうかたちでは出てこなかったのだから、かえって明確になってよい。しかし、低年齢の子達が積極的にくみ上げにくくなる懸念。そういう子供達をお持ちの御父兄なりにとっては、少し理解しにくいところが出てくるかとも思う。
- 早期教育も行われているし、保育や療育の段階も入れてもよい。
- 補装具の現場では入れている。現場に合わせて、就学の範囲は学齢期に限らず幅広く捉えるようにした方がよい。
- 日常生活の中に就学と就労という特定の状況が組み込まれている、そこを抜き出して文章化したものと理解。日常生活の中で必要、特に就学に必要な、就労に必要なと理解。とりわけ、例えば難聴の子達は就学上どうしても（補聴器が）いる。
- ①は物の規定であり、②は使い方、目的の規定である。日常生活があり、その中でも就学や就労の場は限定された環境の中で行われるから、それに合わせて特別に作る必要があるという考え方もある。
- 日常生活は広いもので、その中で日常生活には特別支障がないが、就学・就労の場で、特別な目的のために必要とする場合は給付が可能と理解。
- 就学は義務教育に限らず、就労も賃金をもらうことが必ずしも前提ではないことを明確にしておきたい。

3 補装具の定義案の「③ 給付や利用等に際して専門的な知見（医師の判定書又は意見書）が求められるもの」を基とした審議時の意見

- 日常生活用具と補装具の関係性を改善するというのは、大きな改革である。その中で、更生相談所が専門機関として機能しないということになれば、この専門的な知見に関する機能が働かないことであり、定義の明確化に併せて、更生相談所の充実にも取り組む必要がある。

- 補装具の定義を明確化したとして、その場合、これに該当しない品目がはねられてしまう懸念がある。しかし、歴史的経緯もあって現行の品目が給付されているわけであり、明確化された定義をもとに対象ではないと簡単にいってしまうことは避けたい。仮に日常生活用具に移されるとしても、いくつかの要件が必要。
 - ・ 一般市場で購入し難い、そう普及していないもの、例えば点字器や人工喉頭などについて、開発、改良等に事業者が力を入れなくなってしまうのは困るわけで、制度上に品目が入っていることで、開発や販売を保障する仕組みを担保すべきである。
 - ・ ストマ用装具は確かに消耗品であるが、他の日常生活用具と違って必需品である。使用する方々のためにキッチンと特別に対応する必要がある。特に、一定の量を使うのでその経済的負担は大きく、経済的な負担の軽減を図るための方策は必要である。これらをキッチンと考えることを大前提にしない限り、この度の定義をもって補装具の外に出してしまうことはいかがか。
 - ・ 新たな品目を補装具とするかどうかは、その是非を判断する委員会のようなもので議論する仕組みを講じる必要がある

- 補装具の給付は、医師のみならず、理学療法士、作業療法士、義肢装具士等といった専門家が支えている制度であり、公的給付として非常にいいものをつくっている。今の時代であるから、このような方々がもう少し表面に出てくるかたちをどこかに置いてほしい。

- 過去に、専門的な知見を求める前に義肢装具士の判断で製作したという例があった。先に作ってしまって、これを給付で認めてくれといったようなケースが起こりうる懸念がある。製作に至るシステムをしっかりとしていかなければいけない。

- テクノエイド協会のT A I S（福祉用具情報システム）は、当初の計画と違って、更生相談所との繋がりが無い。

給付のシステムを従来の形を持ちながら新しい方へいくのであれば、福祉用具の新しい情報が専門機関に的確に提供される体制を作り上げてほしい。それが更生相談所の充実策の一つの方法でもある。

4 日常生活用具に関する審議時の意見

- 先ず既製品であることが一つの条件。しかし、選定に当たって、経験、知識、技術が必要となるものは日常生活用具から外くことが必要か。障害者御自身が判断できる、市町村の事務担当職員でも判断できる品目が日常生活用具といえるのではないか。
- 利用者の安全性、利便性の確保に鑑みれば、補装具給付事務取扱指針（平成12年3月31日障第290号通知）で示される市町村の判断で給付決定できる品目については、日常生活用具としての給付の方が利用者にとっては望ましいのではないか。

ただし、日常生活用具とすることによって、製品の質や量の担保、利用者の費用負担が著しく損なわれることがあってはならない。
- 安全で、かつ利便性という意味では容易に使用できるということ。このような既製品で実用性が認められるものが日常生活用具ではないか。
- 補装具の種目にも日常生活用具の品目にも頭部保護帽がある。これは同じものか。現場では、同じ扱いにしてほしいという意見がある。
- 頭部保護帽の対象者はてんかんの人だけではない。必要な人に対応できるように考えてあげればより自立支援に繋がるのではないか。
- 介護保険施設入所者の殆どが身体障害者手帳所持者。施設内で使用するレディメイドの車いすは、本来、当該介護保険施設が用意すべきものであるが、身体障害者福祉サイドで給付せよとの話もある。自立支援の観点からは必要であろうが、身障サイドでの給付は難しいと思う。
- 当該対象者に特化されたものであるならば、それは施設利用であっても補装具として関わっていくということが、これまでの基本的な方針である。
- 日常生活用具における施設利用は対象外と整理されているが、意思疎通の上で非常に大切なコミュニケーションエイドのようなものまで給付できない状況にあり、施設生活を大元でたってしまう。

日常生活用具も必要があれば施設入所者にも給付して差し支えないと、そのようにしていくべきと思う。
- 日常生活用具は、大前提として在宅で使用する方々への給付というところは守るべきと思う。介護保健施設などでの需要は介護保険の中で考え、自立支援法の中での日常生活用具は、やはり在宅生活、自立の支援というかたちで守るところではないか。

- 施設入所者を対象とするかどうかは、予算上の問題であったり、それぞれの市町村の考え方、判断の問題。施設を利用しながら自立を促進していく、社会参加を促進していくという場として施設が機能することは理想。その意味では給付してもよいのではないか。
少なくとも定義付けのところで、対象外であるとの整理はしないことではいかかがか。
- 日常生活用具の目的との関係では、日常生活の困難を改善し自立を支援するものまたは社会参加を促進するものと整理してはどうか。
- 今回の自立支援法案では、施設の機能がいわゆるナイトケアの部分と日中活動の部分に分かれ、障害者本人に着目した支援をしていくこととなる。
その上で、区市町村が、この品目は個人に着目して在宅であろうと施設であろうと給付、この品目は施設が備えるべきものと、そういう判断をすべきと思う。
- 障害を対象とする限り、何処で生活しようと自立支援という大きな枠の下にある。
施設にいるということで、縮こまってしまったりまさにそれは人権の問題にも関わる。日常生活用具を通して考えたときに、施設であろうが何であろうが必要があれば対応していくということが本来の姿勢。もともと、給付しなければいけないものを財政的な見地から在宅だけを対象としてきたのではないか。
行政的な枠組み、財政的な枠組みを大きく逸脱することはできないであろうが、今の時代の新しい自立支援という限りにおいて、障害を持って生活する人達は全て支援の対象と考えていくことがこれからの時代なのではないか。
- 給付の仕方の問題として、日常生活品として一般的に普及しておらず、製作や改良、開発に当たって障害に関する専門的知識や技術を要するものとしてはいかかがか。
日常生活用具に関しては、それほど市場に量が出るものではない。そうすると、製作や改良や開発が遅れてしまう問題があるので、そこをどのように保障するかという意味で、このような規定の仕方がいいのではないか。
- 品目などは、介護保険における福祉用具とある程度合わせるような必要性があるのではないか。
また、例えば携帯電話を誰もが持っているような時代に、貸与の福祉電話が必要なのか。基準額も安く市販されているにもかかわらず高く設定されており、事業者のいいように高い金額でそれを購入する状況もある。
基準額や品目を見直しするキチンとしたシステムを確立すべきである。今までは団体からの要望等を受けるかたちで進められてきたが、廃止すべきものは廃止し、取り入れるものは入れるという仕組みを作っていただきたい。

- 一般に普及していくものは、実際上何らかの経済的な支援をする必要がある場合もあるが、手に入れることができ混乱性を改善することができるが、とにかく手に入れることができなくなってしまうことが一番の問題。これをどのように担保するかを押さえておくことが重要。
- 日常生活用具の給付に際して、対象障害とともに障害程度（等級）も付してさらに限定している。日常性の自立ということを考えれば、必ずしも必要はないのではないか。改めて検討していいかがか。
- ケアマネジメントの中で当該用具の必要性を検討していけば、障害程度（等級）を示してなくとも、混乱することはないのではないか。
- 信号の時間延長のための送信機などに代表されるが、用具が開発されてもそれを使用できる環境が整わなければ意味をなさないとの指摘がある。
使用できる環境整備の促進も重要である。
- 一定期間、試用できるような制度があると、ユーザーも判断し易くなる。

補装具及び日常生活用具の定義案（議事を踏まえて、事務局が作成したもの）

補 装 具	日常生活用具
<p>[定 義]</p> <p>次の3つの要件を満たすもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完、代替するもので、障害個別に対応して設計・加工されたもの 2 身体に装着（装用）して日常生活又は就学・就労に用いるもので、同一製品を継続して使用するもの 3 給付に際して専門的な知見（医師の判定書又は意見書）を要するもの <p>[定義に関する説明]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 「障害個別に対応して設計・加工されたもの」とは、身体機能の補完、代替を適切に行うための処方、選定に基づくものであり、またその使用に際しては、適合や調整を必要とするものをいう。 2) 身体に装着（装用）の「装用」とは、必ずしも身体に密着させるということではない。いわば装置使用という意味であり、障害種別に応じた多様な使用方法を含む。 	<p>[定 義]</p> <p>次の3つの要件を満たすもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの 2 日常生活上の困難を改善し、自立を支援し社会参加を促進するもの 3 製作や改良、開発にあたって障害に関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般的に普及していないもの <p>[定義に関する説明]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 「安全かつ容易に使用できるもの」とは、選定や使用にあたって、障害者自身や市町村職員等で判断ができるものをいう。 2) 「日常生活上の困難」とは、補装具定義説明でいう日常生活上の困難をいう。 3) 「日常生活品として一般的に普及していないもの」とは、一般市場では入手が困難であり、当該障害を有する者が主に使うものをいう。

補 装 具	日常生活用具
<p>3)「日常生活に用いる」とは、人間として生活するために行う基本的な、各人ともに共通に毎日のように繰り返される活動に用いるものをいう。</p> <p>4)「就学」とは義務教育に限るものではなく、療育等も含めた広範な教育形態を意味し、また「就労」も企業への一般雇用に限るものではなく、多様な働き方を意味する。</p> <p>5)「同一製品を継続して使用」とは、原則的には品目に応じた耐用年数の期間、使用することをいう。</p> <p>[付帯事項]</p> <p>1) 日常生活の諸活動の中から、特に「就学・就労」の分野を特記したのは、教育と勤労の権利の保障に鑑みてのものである。</p> <p>2) 耐用年数以内に、不適合や破損などがあった場合は期間内であっても再交付できるものとする。</p> <p>3) 更生相談所については、定義の明確化に併せて、専門機関としてその機能の充実に取り組む必要がある。</p> <p>4) 補装具の適合判定には、医師のみならず、理学療法士、作業療法士、義肢装具士等といった専門職が関わっており、このことにより、個別の障害に応じた一定水準の補装具が提供されている。このような仕組みを、今後とも維持する必要がある。</p> <p>5) また、原則的に現物給付から補装具費給付に変更されることとなるが、これまでと同様、完成した補装具が適切なものであるか</p>	<p>[付帯事項]</p> <p>1) 現行制度における対象者は、在宅の重度障害者とされているが、日常性の自立ということに鑑みれば、施設入所者であっても、自立支援等のために必要なものは、給付できるよう検討することが必要である。</p> <p>また、障害程度についても制限を設けず、ケアマネジメントの活用などにより、必要な者には給付できるよう検討することが必要である。</p> <p>2) 実用性のあるものを給付するためには、一定期間試用してもらい、その上で給付の可否を決定できるようなシステムの検討も必要である。</p>

補 装 具	日常生活用具
<p>どうか、最後まで保障するシステムが必要である。</p> <p>6) 現行種目は歴史的経緯もあって給付されているところであり、今回の定義をもって、それに当てはまらない種目を軽々に補装具の対象外としてしまうことは避けるべきである。仮に補装具以外の制度で対応するとしても、次のような点を十分に配慮する必要がある。</p> <p>① 補装具以外の制度での対応となったものについても、種目として掲げるなどし、当該製品の開発、改良等に支障がでないよう配慮する必要がある。</p> <p>② ストマ用装具は、消耗品ではあるが生活必需品である。使用者に不安を与えることなく提供できるように努めるとともに、経済的な負担の軽減を図るための方策が必要である。</p> <p>③ 新たな品目を補装具給付種目とするかどうかは、その是非を判断する委員会を設置する等の対策が必要である。</p>	<p>3) 現行種目及び価格に、その役割や市場価格にそぐわないものがあることから、的確な見直しが必要である。</p> <p>また、的確な見直しが行えるシステムを確立する必要がある。</p>